

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行

手続名	不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行
手続対象者	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に本店(本社)のある国土交通大臣登録の不動産鑑定業者で登録証明書を必要とする者
手続時期	随時
提出方法	郵送または持参(持参しても即日の発行はできません)
手数料	なし
添付書類	所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。 なお、変更登録申請と同時に登録証明願を希望する場合は、府県窓口へ提出する変更申請書の写しを同封してください。
部数	証明が必要な部数に1部を加えた部数を提出してください。 ex. 1部必要な場合→2部提出 2部必要な場合→3部提出
記載要領	様式に従って、証明内容を記載してください。 記載内容に相違なければ、下段に証明印を押印して、必要部数を返却します。 ※登録証明願と登録内容に不整合がある場合等、依頼者に対し連絡が必要となる場合がありますので、送付状・メモ等にて連絡先・担当者がわかるようにしてください。 (送付用封筒に連絡先・担当者が記載されている場合はメモ等不要です)
提出先 問合せ先	〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 鑑定評価指導係 TEL:06-6942-1141
発行に要する 期間	約1週間